議案第45号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年8月28日提出

三芳町長 林 伊 佐 雄

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第5号)の 公布に伴い、本条例を改正したく、提案するものである。 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例(平成4年三芳町条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」 に改める。

第19条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第20条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は」に改め、同条第2項「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に、「当該非常勤職員が育児時間」を「当該非常勤職員が会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年三芳町規則第14号)第16条第2項第1号の規定による特別休暇又は同規則第18条第1項の規定による介護時間」に、「当該育児時間」を「当該特別休暇又は当該介護時間」に改める。

第20条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

- 第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に 規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行 うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める 時間数の第2号部分休業を承認することができる。
 - (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
 - (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

- 第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として 条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とす る。
 - (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
 - (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得 た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。 第22条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で 定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第 2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間に おける部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休 業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30 分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

改正後 (趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成) 3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1 項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第 1項及び第2項、第14条及び第15条(これらの規定を同法第 17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第 3項並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に 基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必 要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に 掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の日数 を考慮して規則で 定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の 4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員 を除く。次条において 同じ。) (第1号部分休業の承認)

第20条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請

求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条(これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項 の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

現行

(部分休業をすることができない職員)

- 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に 掲げる職員とする。
 - (1) 略
 - (2) 勤務日の日数<u>及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して規則で 定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の 4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員<u>(以下「定年</u> 前再任用短時間勤務職員等」という。)を除く

0

(部分休業 の承認)

第20条 <u>部分休業の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定す</u> る正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等

という。) の承認は

0分を単位として行うものとする。

- 2 勤務時間条例第14条第2項第6号の規定による特別休暇又は同条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(<u>当該非常勤職員が会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年三芳町規則第14号)第16条第2項第1号の規定による特別休暇又は同規則第18条第1項の規定による介護時間を承認されている場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から<u>当該特別休暇又は当該介護時間</u>を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。</u>

(第2号部分休業の承認)

- 第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内 で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休 業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。 ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に 定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。
 - (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間 がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求

を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職 員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、3 0分を単位として行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する<u>部分休業</u> の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(<u>当該非常勤職</u>員が育児時間

を承認さ

れている場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、 2時間から<u>当該育児時間</u>を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。 があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合 であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったと き 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の 期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を 基準として条例で定める時間)

- 第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で 定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる 職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。
 - (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
 - (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時 間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の 事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別 居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測する ことができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定 による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の 職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障 が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第21条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業 | 第21条 職員が部分休業 の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条の規定に

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条の規定に

かかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条に 規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 (部分休業の承認の取消事由)

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業 第22条 第13条の規定は、部分休業について準用する。 法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をした ときとする。

かかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第16条に
規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
(部分休業の承認の取消事由)